

公益社団法人長崎県看護協会災害見舞金規則

(目 的)

第1条 本会は会員の災害罹災に際して次の見舞金を贈る。

罹災見舞金、傷害見舞金、死亡見舞金を贈る。

第2条 罹災見舞金は会員が主たる居住地において、災害、風水害、震災、その他これに類する災害によって、財産に損害をうけた場合に次の区分によりこれを贈る。

- 2 火災の場合 全焼 20,000 円、 半焼 10,000 円
- 3 風水害の場合 全壊 20,000 円、半壊 10,000 円、傾斜 10,000 円、床上浸水 10,000 円
- 4 その他（傾斜、床上浸水と同等と求められる場合） 10,000 円

第3条 傷害見舞金は、会員が会務上の事由により傷害をうけ、日常業務に従事することができなくなった場合には、協議のうえ次によりこれを贈る。

- 2 休業 10 日以上の場合 10,000 円
- 3 休業 1 ヶ月以上の場合 20,000～500,000 円
- 4 会務上の事由の範囲並びに金額については、業務執行理事会において協議決定する。

第4条 死亡見舞金は、会員が会務上の事由により死亡した場合に、これを贈与する。

- 2 前項の見舞金は 500,000 円を限度とし、支給額は死亡事由および状況を勘案して業務執行理事会で決定する。

第5条 業務執行理事会は、災害が広範囲もしくは集団的に生じた場合、または報告が事実と異なった場合には、見舞金を贈与しないかあるいは、その金額を変更することができる。

第6条 見舞金を受けようとする会員は、次により見舞金申請を行うものとする。

- 2 罹災見舞金申請については、罹災見舞金申請書（別記様式 1）に公的機関が発行する罹災証明書を添えて、長崎県看護協会会長あてに支部長を経由して申請しなければならない。
- 3 傷害見舞金申請については、傷害見舞金申請書（別記様式 1）に医師の診断書を添えて、長崎県看護協会会長あてに支部長を経由して申請しなければならない。
- 4 死亡見舞金申請書については、死亡見舞金申請書（別記様式 1）を長崎県看護協会会長あてに支部長を経由して申請しなければならない。

第7条 本規程は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

- 1 。本規程は、平成 5 年 10 月 30 日より施行する
- 2 本規程は、長崎県看護協会定款変更の施行の日（平成 5 年 10 月 30 日）に改正する。
- 3 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する

様式－1

長看協 支部発第 号
平成 年 月 日

長崎県看護協会長 様

長崎県看護協会_____支部

支 部 長 _____㊟

罹災会員

住 所_____

氏 名_____㊟

見舞金（・罹災・傷害・死亡）交付について（申請）

平成 年 月 日発生した災害（・火災・風水害・震災）罹災会員_____氏
への見舞金（・罹災・傷害・死亡）を下記のとおり交付されますよう、長崎県看護協会災
害見舞金規則第1条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 （・罹災・傷害・死亡）見舞金交付金額 金_____円

（関係書類）

- | | |
|--------------|--|
| 1 罹災見舞金申請の場合 | ①罹災見舞金交付申請書
②公的機関が発行する罹災証明書
③日本看護協会被害状況調査表 |
| 2 傷害見舞金申請の場合 | ①傷害見舞金交付申請書
②医師の診断書 1通 |
| 3 死亡見舞金の場合 | ①死亡見舞金交付申請書 |